

事 務 連 絡
平成25年3月18日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における注意喚起について

平成24年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年3月5日厚生労働省告示第76号）による改正後の別表第一の規定の一部について、平成25年4月1日から施行となるため、下記の取扱に遺漏のないよう宜しくお願いいたします。

記

1. A000初診料の注2及びA002外来診療料の注2

紹介率が40%未満かつ逆紹介率が30%未満の特定機能病院及び500床以上の一般病床を有する地域医療支援病院において、他の保険医療機関等からの文書による紹介なく受診した患者については、平成25年4月以降、A000初診料の注2又はA002外来診療料の注2の所定点数を算定する取扱いとなる旨、関係者へ周知すること。

（平成24年9月7日付け事務連絡「平成24年度診療報酬改定における注意喚起について」参照）

2. A224無菌治療室管理加算

平成24年3月31日において無菌治療室管理加算を算定することができる無菌治療室であって、同年4月1日以降に無菌治療室管理加算2の届出を行っている無菌治療室については、平成25年3月31日までの間、無菌治療室管理加算1を算定可能とされたところである。

これについては、平成25年4月以降において、無菌治療室管理加算1を算定する場合、新たに無菌治療室管理加算1の届出が必要となり、届出がない場合、無菌治療室管理加算2の算定となる旨、関係者に周知すること。

なお、当該施設基準の届出を受理した場合は、届出の提出者に対して届出の副本に受理番号を記載し通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

3. A300救命救急入院料

平成24年3月31日において救命救急入院料1又は救命救急入院料3を算定することができる治療室については、平成25年3月31日までの間、「当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。」との要件を満たさない場合であっても、当該入院料を算定可能とされたところである。

これについては、平成25年4月以降において、救命救急入院料1又は救命救急入院料3を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合、救命救急入院料1又は救命救急入院料3を算定できないこととなる旨、関係者に周知すること。

なお、当該施設基準の届出を受理した場合は、届出の提出者に対して届出の副本に受理番号を記載し通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

4. A312精神療養病棟入院料の注4に掲げる重症者加算

精神療養病棟入院料の注4に掲げる重症者加算1については、平成25年3月31日までは施設基準の要件を満たしているものとみなし、当該加算の算定が可能とされたところである。

これについては、平成25年4月以降において重症者加算1を算定する場合、新たに届出が必要となり、届出がない場合、重症者加算1を算定できないこととなる旨、関係者に周知すること。

なお、当該施設基準に係る届出の受理番号については、「重症者1」とするので、届出を受理した場合は、届出の提出者に対して届出の副本に受理番号を通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。